

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第11（第25条関係）		別表第11（第25条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～7（略）	(略)	1～7（略）	(略)
8 電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電 気通信番号	<u>600D E F G H J K</u>	8 電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電 気通信番号	<u>60C D E F G H J K</u>
9・10（略）	(略)	9・10（略）	(略)
注1・2（略）		注1・2（略）	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。